

2018年 アイヌ民族多住地域調査報告書

# 旭川市における アイヌ民族の現状と地域住民

# **旭川市における アイヌ民族の現状と地域住民**

**小内 透編著**



## はしがき

本報告書は、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの社会調査プロジェクトとして、2018年8月に実施した旭川調査の結果をまとめたものである。

社会調査プロジェクトでは、第1期（2008～2011年度）と第2期（2012～2015年度）にわたって研究を推進してきた。第1期には、北海道ウタリ協会（のちに北海道アイヌ協会に改称）の協力の下、2008年に全道の5,000人を超えるアイヌの人々を対象にした配布留め置き方式による北海道アイヌ生活実態調査を行った。さらに、翌2009年に大都市としての札幌市および農山漁村としてのむかわ町を選定し、アイヌの人々へのインタビュー調査を行った。第2期には2014年に札幌市とむかわ町の地域住民を対象にしてアイヌ文化やアイヌ政策の評価に関する郵送調査を行っている。これらの一連の調査結果は、4冊のアイヌ・先住民研究センター報告書として公表されている。

また、第2期には、日本学術振興会科学研究費補助金をもとに、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの社会調査プロジェクトとして、アイヌ民族とサーミの現状と課題に関する4年間（2012～2015年度）の調査を実施した。具体的には、アイヌの人々が多く居住する北海道の新ひだか町、伊達市、白糠町の調査研究とノルウェー、スウェーデン、フィンランドのサーミに関する調査研究を行った。調査結果は、北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室の『調査と社会理論』研究報告書30～35として公表している。

そして、2018年3月には、従来の研究成果を『先住民族の社会学』（東信堂）（第1巻『北欧サーミの復権と現状』、第2巻『現代アイヌの生活と地域住民』）として公刊した。

さらに、これらの経緯をふまえ、2017年から新たな調査研究を第3期プロジェクトして開始した。それは、一方で、先住民族多住地域調査の延長線上に位置づけられると同時に、他方で、近代においてアイヌの人々が強制的に集住化された歴史をもつ地域に焦点を合わせた調査研究プロジェクトである。その第1弾として、2017年に帯広市を対象にした調査研究を実施し、翌2018年には旭川市を対象に同様の調査研究を行った。本報告書は、2018年の旭川調査の結果をまとめたものである。

本報告書のもとになった郵送アンケート調査・インタビュー調査では旭川市民の方々、インタビュー調査にあたっては多くのアイヌ民族の方々に協力して頂いた。調査の準備および実施に際しては、旭川市生活相談員・工藤稠氏、旭川アイヌ協会会長・中井百合子氏にお世話になった。また、調査メンバーとして、本報告書執筆者以外に、北海道大学大学院教育学院の院生、同教育学部の学生等の協力を得た。本研究を支えて頂いた皆様に、この場を借りてお礼を申し上げる。

北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

北海道大学大学院教育学研究院

小内 透



# 目 次

## はしがき

### 序 章 問題意識と調査対象地の概要

第1節 本研究の問題意識	7
第2節 調査地の歴史と現状——アイヌと和人の関係を中心として	8
第3節 調査の対象と方法	18

### 第1章 旭川におけるアイヌ文化継承とアイヌ民族運動の変遷

はじめに	25
第1節 戦前——近文アイヌ地問題という独自性	26
第2節 戦後①——旭川におけるアイヌ文化振興	29
第3節 戦後②——旭川におけるアイヌ民族運動	33
おわりに	38

### 第2章 旭川市のアイヌ政策と行財政

はじめに	43
第1節 福祉対策展開期の旭川市のアイヌ政策	43
第2節 民族文化振興期の旭川市のアイヌ政策	48
第3節 先住民族復権期の旭川市のアイヌ政策	50
おわりに	55

### 第3章 旭川におけるアイヌの家族形成と展開

はじめに	61
第1節 対象者の概要	61
第2節 子どもの頃の生活	62
第3節 結婚について	65
第4節 子ども世代への告知	70
第5節 アイヌ家族における和人	73
まとめ	75

### 第4章 旭川アイヌの教育と職業階層

第1節 課題の設定と対象者の概要	79
第2節 出身階層と北海道観光ブーム	80
第3節 教育達成と到達階層	82
第4節 階層形成	85
第5節 まとめ	87

<b>第5章 旭川市におけるアイヌ文化の動態</b>	
はじめに	89
第1節 戦前におけるアイヌの人々による手工芸の動態	89
第2節 戦後におけるアイヌの人々による手工芸の動態	94
おわりに	102
<b>第6章 旭川市におけるアイヌの人々のエスニック・アイデンティティ</b>	
はじめに	107
第1節 旭川市におけるアイヌの人々のエスニック・アイデンティティ	108
第2節 道内の他地域との共通点と違い	113
第3節 加入団体とエスニック・アイデンティティ	116
第4節 エスニック・アイデンティティの今後	120
まとめにかえて	123
<b>第7章 アイヌ・非アイヌの人々が語る差別の諸相</b>	
はじめに	125
第1節 アイヌの人々の被差別経験	125
第2節 周囲で起きるアイヌへの民族差別	129
第3節 非アイヌの人々が語る差別	129
第4節 まとめと考察	132
<b>第8章 旭川市民におけるアイヌの人々との交流およびアイヌ文化との関わり</b>	
はじめに	137
第1節 旭川市民とアイヌの人々との交流の全体像	137
第2節 旭川市民とアイヌ文化との関わりの全体像	139
第3節 交流および文化との関わりをめぐる語り	146
おわりに	152
<b>第9章 地域住民のアイヌ政策への評価</b>	
はじめに	165
第1節 調査対象地域の概要	166
第2節 和人の地域住民によるアイヌ政策への評価	170
第3節 アイヌの人々によるアイヌ政策への評価	173
まとめ	175

# 序 章 問題意識と調査対象地の概要

小内 透

北海道大学大学院教育学研究院教授  
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

## 第1節 本研究の問題意識

近年、アイヌの人々をめぐる状況は、大きく変化している。とくに、2007（平成19）年9月13日、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌2008（平成20）年6月6日に、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会の衆参両院で全会一致により採択されて以降、日本政府によるアイヌ政策が様々な形で推進されるようになった。2019（平成31）年4月にはアイヌを「先住民族」と認めた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（略称・アイヌ民族支援法）が制定され、2020（令和2）年4月には白老町ポロト湖畔に国立アイヌ民族博物館・国立民族共生公園が開設されることになっている。今は、アイヌ文化が高く評価され、称揚される時代になっている。

しかし、かつては、アイヌの人々は和人からの収奪や抑圧を受けた歴史をもっている。アイヌ民族は近世における松前藩と幕府の蝦夷地支配の時期に、和人との交易で不利な条件を強いられ、場所請負制が普及すると、過酷な労働や出稼ぎ労働に従事させられたりした。近代になると、アイヌ民族を平民と見なす一方、伝統的な狩猟・漁労の方法や入れ墨・耳輪などの独自の風習が禁止され、同化主義的な政策が進められた。また、アイヌ民族が利用していた土地の多くが無主地とされ、和人の入植による北海道開拓が推進された。その結果、アイヌ民族の生活の基盤が脆弱となり、貧窮にあえぐ者が増加したこともあり、その対応として1899（明治32）年には北海道旧土人保護法が制定された。同法には、疲弊したアイヌ民族を旧土人とし保護の対象と見なした上で、農業に従事させるために一定面積の土地を給与する内容が盛り込まれていた。同法にもとづいて、日本語・日本文化を学ばせるために、アイヌの子弟のみを対象にした旧土人学校を開設したりした。それらの政策内容は、同化主義を基本にしたものであった。なお、本報告書で対象となる旭川の場合、北海道旧土人保護法が適用されず、近文アイヌ給与地問題（第1次）が生じ、1934（昭和9）年に旭川市旧土人保護地処分法が制定されるまで、3次にわたって同問題が繰り返された。

北海道旧土人保護法および旭川市旧土人保護地処分法は、第二次世界大戦後以降、実質的な機能は弱かったものの、法律としての効力はもち続けた。一方で、1960年代に入ると、アイヌ民族に対する福祉政策が展開されるようになった。1961（昭和36）年から国の不良環境地区対策事業が始まり、1974（昭和49）年以降、北海道が国からの補助金も利用しながら独自の福祉対策を展開し、現在でも政策名称を変更させつつ継続している。しかし、1980（昭和55）年以降、先住民の復権をめぐる運動が世界的に広がりを見せる中で、日本政府に対して国連の関係委員会からアイヌ民族に対する日本政府の対応について、批判がよせられるようになった。

そうした状況の下で、日本政府は1992（平成4）年に初めてアイヌ民族をマイノリティ（少数民族）と認めた。1994（平成6）年には萱野茂がアイヌ初の参議院議員となり、1997（平成9）年

には100年近く存続した北海道旧土人保護法および旭川市旧土人保護地処分法が廃止され、同年、新たに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（略称・アイヌ文化振興法）が制定された。これを機に、アイヌ民族の伝統文化が大きく見直され、普及される動きが強まった。さらに、冒頭で述べたように、2008年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択を機に様々な形でアイヌ政策は新たな段階に入った。

このようなアイヌ民族をめぐる政策の変化とともに、アイヌの人々の労働や生活の状況や意識のあり方は大きく変容している。しかし、行政による実態調査を除くと、現代に生きるアイヌの人々の労働や生活、さらに意識のあり方について、正確に把握されることは少なかった。そのため、2007年に北海道大学に開設されたアイヌ・先住民研究センターでは、現代に生きるアイヌの人々の実情を把握するために社会調査プロジェクトを立ち上げた。社会調査プロジェクトでは2008年に北海道ウタリ協会（後に、北海道アイヌ協会と改称）の全面的な協力の下、全道のアイヌの人々を対象にした社会学的な調査を実施した。それ以降、アイヌの人々が多く居住する地域におけるアイヌの人々と地域住民を対象にした調査研究を続け、その成果を北欧の先住民族・サーミの調査研究の成果とあわせて2018（平成30）年3月に『先住民族の社会学』（全2巻）として出版した（小内編著 2018a, 2018b）。

さらに、2017（平成29）年と2018年に改めて帯広市および旭川市を対象にこれまでと同様の調査を実施した。調査を行う際の視点も従来と同様で、①アイヌの人々の現実の生活実態と意識を解明すること、②アイヌの人々の生活の歩みにも注目すること、③アイヌ民族や政府の政策に関する和人の評価を明らかにすること、④和人とアイヌ民族との日常的な関係を把握することの4点である（小内 2013: 5, 2014: 2）。ただし、帯広調査・旭川調査を実施した時期は、国連宣言や国会決議が採択されてからほぼ10年目にあたる。そのため、新たなアイヌ政策の展開が与える影響に注意を払いながら調査を行った。また、帯広市と旭川市を対象にしたのは、近代において、強制的な移住により独自のアイヌコタンが形成された歴史をもっている点に着目したからである。帯広ではフシココタンが形成され、旭川では1877（明治10）年に近文にアイヌへの「給与予定地」が設定され、アイヌの人々が集住するようになった。こうした背景がアイヌの人々にとってもつ意味について検討してみたいと考えたのである。

本章では、このような問題意識をふまえ、2018年の調査対象である旭川市の歴史や現状について、主としてアイヌの人々と和人の関係を中心に概観した上で、調査の概要を説明する。

## 第2節 調査地の歴史と現状<sup>1)</sup> ——アイヌと和人の関係を中心として

### 第1項 近世のイシカリ場所と上川アイヌ

旭川市は、北海道中央部の上川総合振興局管内のほぼ中央に位置する上川地方の中心市である。北は鷹栖町、比布町、幌加内町、和寒町、東は当麻町、上川町、南は東神楽町、東川町、美瑛町（以上、いずれも上川総合振興局管内）、空知総合振興局の芦別市、西は空知総合振興局管内の深川市の2市9町の自治体と隣接している（図0-1）。旭川市の人口は2018年7月現在33万8573人で、北海道内では札幌市に次ぐ第2位の都市である。面積は747.66平方キロメートルとなっている。旭川市の旧市内は42.7平方キロメートルであるが、1955（昭和30）年から1971（昭和46）年にかけて6つの村と町を編入し、現在の市域に至っている。

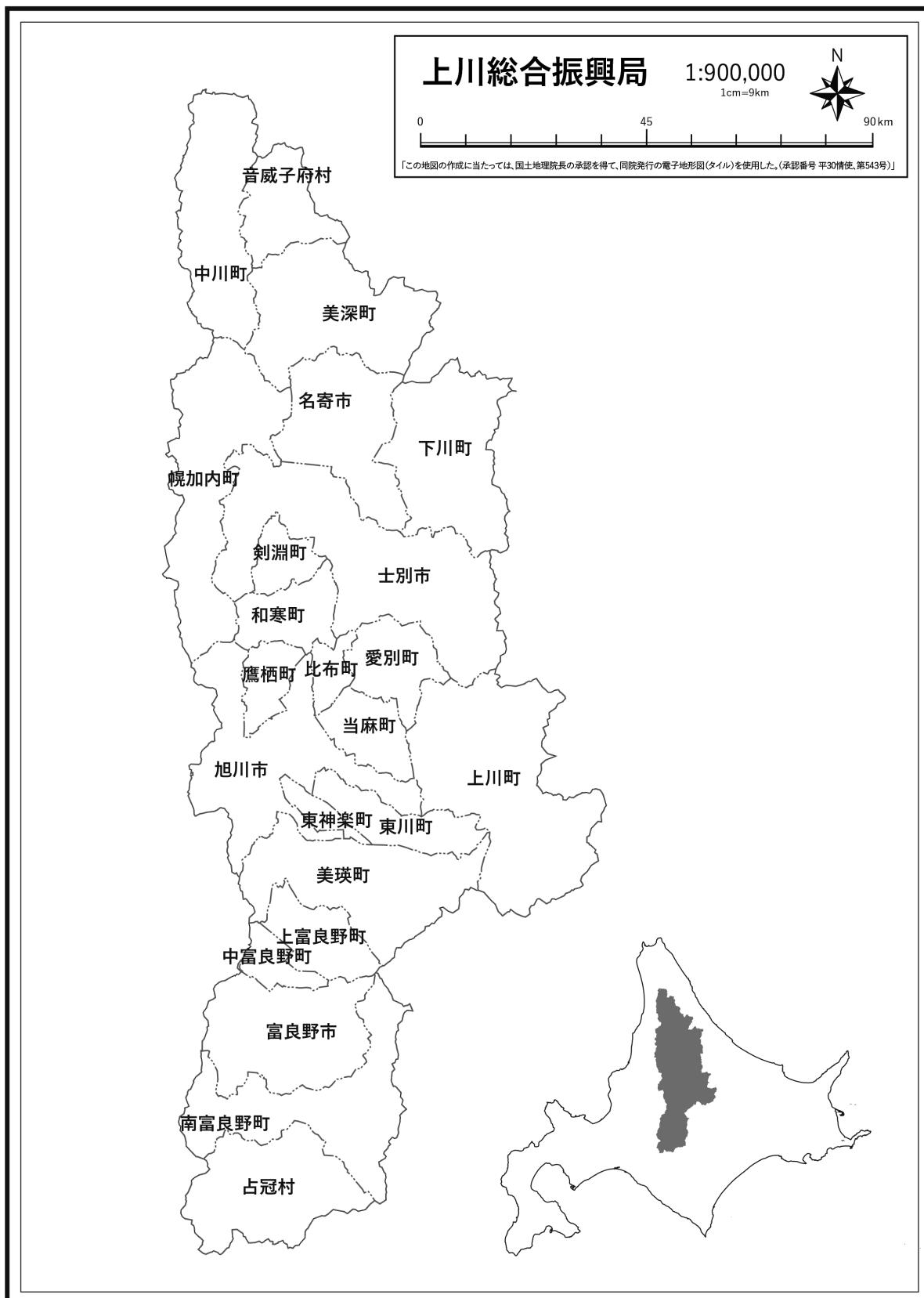


図0-1 旭川市の位置

出典：<https://raku-chizu.com/download>

旭川市の西端には旭川八景の1つ、神居古潭がある。神居古潭は石狩川が上川盆地から石狩平野に流れる境に位置する峡谷で、縄文時代にさかのぼる遺跡群が点在し、古くから集落が存在していたことが明らかになっている。北海道の内陸部であるにもかかわらず、かなり昔から人が生活していたことがわかる。

『旭川市史』（1959（昭和34）年）によれば、アイヌが上川盆地に入りこんだのは千年から千五百年以前までさかのぼって考えられるという。北見アイヌの系統、あるいは十勝アイヌ・日高アイヌの系統が永い間に入りこんでいたとされる（旭川市史編集委員会編 1959: 159）。古くからアイヌの間では、石狩川の神居古潭より上流に居住するアイヌは「ペニウンクル」（川上に居る人）、下流にいるアイヌはパナウンクルと呼ばれていた（旭川市史編集会議編 1994: 298）。このペニウンクルがもともとの上川アイヌにあたる。

一方、北海道に和人が移住するようになるのは14世紀頃からである。やがて、1593（文禄2）年、蠣崎慶広が豊臣秀吉から朱印状を与えられ、松前に改姓した慶広は、1604（慶長9）年には松前藩として徳川家康から黒印状によりアイヌとの独占的な交易権を認められた。松前藩は、渡島半島南部の地域を和人が居住する和人地とし、それ以外を蝦夷地とした。蝦夷地はアイヌが生活する地域で、松前からみて東、知床岬までのおおよそ北海道の南半分が東蝦夷地、それ以外が西蝦夷地、樺太が北蝦夷地とされ、松前藩の許可なく和人が出入りすることが禁止された。上川は西蝦夷地に位置づけられた。

松前藩は、当初、米のとれる土地がほとんどなかったため、家臣に対してアイヌとの交易権を与える商場（場所）知行制をとった。西蝦夷地ではテシホ（天塩）場所が慶長年間（1596～1615）、ソウヤ（宗谷）場所が貞享年間（1684～1688）、イシカリ場所がテシホ場所よりも早いかあるいは同時期に設置された。当初、イシカリ場所は石狩川河口周辺に置かれたと思われるが、その後、元禄期（1688～1704）に石狩川の中・下流に複数の場所が設置された。この間に、知行主が場所の経営を商人に請け負わせるようになり、元文期（1736～1741）までに場所請負制が定着するようになった。さらに、寛政期（1789～1801）を経て、イシカリ十三場所が形成された。場所請負人となった商人は、アイヌを交易相手とするだけでなく、労働力としても使用した。交易は不平等で、労働環境も過酷であった。上川アイヌの中にもイシカリ諸場所の労働力として、出稼ぎをする者が少なくなかった。同時に、文化期（1804～1818）には、忠別太（現在の旭川）に交易の必要から番屋がおかれた。1807（文化4）年に西蝦夷地は幕府直轄になったが、東蝦夷地とは異なり、場所請負制による経営が継続された（旭川市総務部市史編集事務局 1970: 50; 旭川市史編集会議編 1994: 328-47, 490-1）。1821（文政4）年に蝦夷一円が松前藩に返還されたものの、西蝦夷地では場所請負制は変わらず、請負人の横暴が目立った。なお、上川アイヌについて最古の記録といわれる蝦夷雜書（1822（文政5）年）によると、上川在住のアイヌは当時の段階で75戸、527人とされている（旭川市総務部市史編集事務局 1970: 14-5）。

しかし、1855（安政2）年に幕府による再直轄化が行われると、箱館奉行（幕府の役所）が、1858（安政5）年にイシカリ改革として場所請負人の横暴・不正をなくすため、場所請負制を廃止した。これにより、イシカリ場所は箱館奉行所の下におかれたイシカリ改役所によって経営されることになった。場所の経営は、出稼漁場と官営漁場の2つの形態で行われた。出稼漁場は和人の出稼人に漁業の資格を与え、雇い人としては原則として和人しか認めない形にした。一方、官営漁場では従来から自己所有の網を用いて漁労に従事するアイヌの漁獲物のすべてを改役所に直接納入させた。上川アイヌは、従来からイシカリ場所に出稼ぎに来ており、新たな体制になっても、イシカリ改役所のもとで、毎年7月から10月の間、漁労に従事した（旭川市史編集会議編 1994: 544-55, 741）。ちなみに、安政期前後の上川地域に居住するアイヌの戸数は75戸、人口は317名で、戸数、人口とも当時のイシカリ場所に属する全アイヌのほぼ半数を占めていた（旭川市史編集会議編 1994: 313）。

## 第2項 上川開発の前夜と明治初期のアイヌ

明治維新により、1868（明治元）年5月、蝦夷地は新たに設置された箱館裁判所の管轄に移り、同年7月同裁判所は箱館府と改められ、同年9月には場所請負制が廃止された<sup>2)</sup>。翌1869（明治2）年には、新たに開拓使が設置され、東西の蝦夷地および和人地が北海道に改称された。この時、同時に北海道が11国、86郡に区画され、旭川を中心とする上川中央部は石狩国に属することになった。旧イシカリ場所に属していた方に札幌・石狩・樺戸・空知・夕張・雨竜・上川の7郡が置かれ、厚田郡（旧厚田場所）、浜益郡（旧浜益場所）と合わせた9郡が石狩国に属することになった。上川の名称はこのとき正式に登場し、上川郡は神居古潭以北とされた（旭川市総務部都市史編集事務局 1970: 26）。これ以降、アイヌ民族が狩猟、漁労、採集に利用していた土地が無主地とされ、北海道開拓が始まった。

しかし、北海道開拓は開拓使だけで行われたわけではなかった。北海道の地が開拓使の他に兵部省、東京府、24藩、2華族、8士族、2寺院に分領され、石狩国の上川郡は一貫して開拓使の直轄、石狩郡がわずかな期間（1869年8月20日～1870（明治3）年1月8日）、兵部省の管轄となつた。すると、1869年の12月中旬頃、兵部省の石狩役所の番人が上川へ来て、出稼ぎから帰村していた上川アイヌに対して、石狩に移住するように申し渡した。これに従わなければ、石狩川での鮭漁を禁止すると同時に、撫育（保護）も行わないとした。多くのアイヌはやむを得ず従う形勢であったが、長老クウチンコロはこれに従わず、石狩役所まで出かけ直談判をした。結果的に、上川アイヌは移住せずにすみ、石狩郡は翌年の1月8日に兵部省から開拓使の管轄になつた。この時のクウチンコロの活躍は、その後も語り継がれている（旭川市史編集会議編 1994: 739-45; 三好 1975）。

明治初期の上川郡には、少なくとも11か所のコタンが存在し、近文から牛朱別、永山から比布、忠別・辺別の支流の3つの区域に分かれ、それぞれに乙名（アイヌ支配のために設定されたアイヌの役人）がおり、それらを統括する総乙名としてクウチンコロがいた。旧場所請負制や旧幕領の時代には、夏場はイシカリ場所への出稼ぎによる秋鮭漁、出稼ぎがない期間は鮭、鱒、ヤツメウナギなどの漁労、鹿、熊、貂、狐、狸、獺などの狩猟を行い、それらの加工品を含めて和人と交易を行っていた。当時は、イシカリ場所から番人が交換品を持参して上川にやってきて

交易を行っていたが、開拓使の時代になると、イシカリ場所が解体したため、出稼ぎの漁労は少くなり、交易者の訪れもまれになった。商人の自由な往来も禁止されていたため、次第にアイヌの人々は窮乏化するようになっていった。このような状況の時に、禁止規定を無視して上川に入る商人がいた。鈴木亀造（吉）といい、日高のアイヌを妻とし、やがて1877年に、和人として最初に旭川に定住することになる人物である。アイヌから慕われたとのことであった（旭川市史編集会議編 1994: 766-70）。

開拓使が上川郡を管轄するようになると、岩村通俊らの構想を始めとして、上川開発の機運が生じた。その準備のため、開拓使は1870年田中銳次郎らに上川・空知・樺戸の各郡の境界検分を行わせ、1871（明治4）年に高畠利宜に地勢戸口等を把握するため上川の調査を命じた。その後も、ワッソン、荒井郁之助らによる石狩川の測量（1873（明治6）年）、ライマンによる地質調査（1874（明治7）年）、松本十郎の上川・十勝踏査（1876（明治9）年）など、上川開発に向け現地調査が行われた。

上川の現地調査は、1882（明治15）年に開拓使が廃止され3県1局（函館県・札幌県・根室県、農商務省北海道事業管理局）時代になっても続いた。1882年に上川地方を管轄する札幌県の福士成豊が上川の地形測量を行い、2年後に高橋不二雄が福士とともに初めて完全な上川地方の地図を作成している。1883（明治16）年には、樺戸集治監（1881（明治14）年設置）の典獄・月形潔が上川の開発を考え副典獄の桜木保又に樺戸・空知・雨竜・上川諸郡の水利や地形を調査させ、1885（明治18）年には司法大輔・岩村通俊、屯田兵本部長・永山武四郎らが上川調査を行っている（旭川市総務部市史編集事務局 1970: 26-34）。

### 第3項 上川開発と第七師団の移設

1886（明治19）年、3県1局時代が終わり、北海道庁が設置されると初代北海道庁長官岩村通俊の下で、本格的な上川開発が始まった。まず皮切りに、同年忠別太に農作試験場が設置され、上川仮道路の建設が着工した。この道路は、囚人労役により8月に完成をみている。その後も、囚人労役を用いた上川・北見道路開削は1890（明治23）年まで続いた。

北海道庁は、設置直後の1886年から1889（明治22）年にかけ殖民地撰定事業を集中的に実施した。これ以前、開拓使時代の1872（明治5）年に制定された「北海道土地売貸規則」と「地所規則」では、北海道の土地は官用地やそれまでに民間が使用中の土地を除いて、すべて民間の希望者に売り払うこととされた。しかし、移住者の中には土地の実態を十分把握し得ないまま取得して、農業経営も確定できず、開拓地を放棄するケースも少なくなかった。そこで、開墾が可能な殖民地を官有未開地に求めて選定するとともに、選定された個別の殖民地に関する情報把握のための調査を殖民地撰定事業として行った（旭川市史編集会議編 2002: 12-3）。

上川郡では1887（明治20）年に殖民地選定が行われ、13原野・22,509町歩が殖民地として設定された。これに続いて、1889年から全道的に殖民地区画事業が始まった。この事業では、殖民地の区画を「殖民農区」「殖民市街地」「殖民公共用地」からなる一村落として想定していたとされる。だが、空知太市街地（現在の砂川市）、上川市街地、帶広市街地だけは他とは異なり、殖民農区に先立って設定され、市街予定地の規模がきわめて大きく、1戸分の宅地地積が広いという特徴をもっていた。明らかに、この3市街地は1殖民地=1村落をはるかに超えて波及する過大な諸機能

を内包するものとして設定されたと考えられる（旭川市史編集会議編 2002: 86）。

上川市街予定地は1889～1890年に第一市街予定地、第二市街予定地が選定され区画事業が施行された。同時に市街予定地周辺では、1889年に上川御料地が選定され、1890年にはシリ原野に屯田400戸の兵屋（永山兵村・1891（明治24）年入植予定）が建設された。そして、1890年に第一市街予定地を中心とする神居村、第二市街予定地を中心とする旭川村、屯田兵村を中心とする永山村の3村が設置された。さらに、1892（明治25）年に前年から御料地の区画測設が始まったことにより神楽村が設置され、同じく1891年から近文原野に殖民地区画が施されたことにともない鷹栖村が置かれた（旭川市史編集会議編 2002: 94-5）。同年には、第一市街地200戸分、第二市街地570戸分の貸下処分が始まり、1894（明治27）年には1,700戸分の市街地第二次貸下処分が行われた。貸下された土地が造成され成功検査に合格すると私有地として認められた。この貸下にともない、和人人口が急増した。そのため、旭川村は1900（明治33）年には2万人を超える人口を擁することになり、1級町村・旭川町となった。1902（明治35）年には、近文が鷹栖村から旭川町に編入された。その時、編入された近文地区の戸数は450戸に達していた（旭川市総務部市史編集事務局 1970: 59）。

この間、1894年に日清戦争が勃発し、翌年3月に屯田兵からなる陸軍臨時第七師団が編制された。その後、戦争の終結により、同年5月に臨時第七師団は解散となった。しかし、1895（明治28）年、それまで除外されていた北海道の一部地域に徴兵令が施行され、翌1896（明治29）年に陸軍第七師団が札幌に設置された。これにより、屯田兵は第七師団の一部隊として再編されることになった<sup>3)</sup>（旭川市史編集会議編 2002: 308-19）。第七師団は創設以来、編制内容を改めながら拡張したため新たな敷地が必要となり、1899年2月に鷹栖村近文を移転候補地として内定した。

第七師団は1902年に編成を完結させ、旭川への移転が完了した。同師団の移転は旭川の町が形成される上で大きな役割を果たした。第七師団移転が決まるすぐに、1899年、国鉄函館本線の近文駅の前身となる第七師団の専用線近文停車場、1902年には師団の施設内に火力発電所が設置された。1910（明治43）年には施設内に上水道を引くための工事が始められ、1914（大正3）年には竣工している。第七師団の移転とともに、商店街も広がりを見せ、人口が増加し、旭川町は1914年に旭川区<sup>4)</sup>、1922（大正11）年には旭川市になっている（旭川市史編集会議編 2009: 4）。

#### 第4項 近文アイヌ地問題と近文コタンの誕生

北海道に和人の開拓者が押し寄せてくると、それまで神居古潭以南に住んでいたパナウンクルが追い立てられるように石狩川沿いに北上し、近文に移住する動きが見られた。同時に、もともと複数のコタンが3つの区域に分かれて居住する形をとっていたペニウンクルも、開拓者の移住とともに、徐々に近文に集住するようになっていた。

1891年に近文原野の殖民地区画事業が始まると、アイヌの側から「共有地」の下付願が出されることになり、近文原野のうち150万坪が上川アイヌへの給与地に予定されることになった。同年には、近文における和人移住の嚆矢とされる埼玉団体が移住しているが、その開墾地は後に旧土人給与予定地に指定されていたことが判明し、さらなる移転を余儀なくされている。1894年には、旧土人給与予定地のうち1戸当たりほぼ15,000坪が36戸に対して「割渡」<sup>5)</sup>された。この

うち、もともとの居住地が近文であった者は16戸、永山が13戸、忠別が7戸であった。ただし、「割渡」によって36戸すべてがこの地に転住したわけではない。転住したのは13戸で、「通作」をしているのが15戸、転住も「通作」もしていないのが8戸であった。また、この直後、さらに忠別北地区の「貸下」も行われ、近文の旧土人給与予定地の「割渡」を受けた者のうち2名が土地の「貸下」を受けていた（旭川市史編集会議編 2002: 890-909）。

ところが、1899年2月に鷹栖村近文が第七師団の移転候補地として内定すると、それに近接する近文一帯の土地は、将来の市街地化にともなう地価高騰をにらんで、注目を集めようになつた。旧土人給与予定地も例外ではなかった。実際、第七師団の移転工事を請け負った大倉組の社長・大倉喜八郎は旧土人給与予定地を手に入れようとして、北海道庁を巻き込んで画策した（第1次給与地問題）。その過程で、近文アイヌに北海道庁による天塩地方への転居命令も出された。これに対し、和人・アイヌを含めた反対運動が発生し、アイヌの人々の留住（現住地に留まること）願いが認められた。

しかし、近文では和人が増加し、旧土人給与予定地を有利な形で小作地として利用することが多くなった。また、この土地は旧土人給与予定地のままとされ、1899年の北海道旧土人保護法が適用されなかつた。それらのことを背景に、1903（明治36）年、アイヌの人々38名が北海道庁長官に現住地譲渡を理由に「移転嘆願書」を提出した。一方、旭川町会は旧土人給与予定地の処分に関する建議書を北海道庁長官に提出した（第2次給与地問題）。その結果、1907（明治40）年に道庁から旭川町に旧土人給与予定地が1932（昭和7）年までの間無償で貸し付けられ、アイヌ43戸に対してその一部分が割り当てられることになった。その際、旭川町が旧土人給与予定地に建設した和風住宅に、43戸のアイヌが転居を余儀なくされ、強制移住が行われた。これにより、いわゆる「近文コタン」が成立し、1914年までに50戸が集住するようになった<sup>6)</sup>。

さらに、道庁から旭川市（町）への旧土人給与予定地の貸付期限が近づいた1931（昭和6）年、旧土人給与予定地全体の付与を求める請願が近文アイヌの人々から道庁に提出された（第3次給与地問題）。国の機関を巻き込む問題となり、最終的に1934年旭川旧土人保護地処分法が制定され、近文アイヌ各戸へそれぞれ1町歩を無償下付、残りを近文アイヌの共有財産とすることになった<sup>7)</sup>。

この間、第2次給与地問題の後、「近文コタン」ができると、1910年、旧土人給与予定地にアイヌの子弟のみが通う公立上川第五尋常小学校ができた。6年制だが、通学する生徒が30名ほどと少ないため、1クラスで運営され、職員は校長兼訓導1人であった<sup>8)</sup>。この学校は、北海道旧土人保護法にもとづく旧土人学校ではなく、北海道庁令「旧土人特別教育規程」（1901（明治34）年制定）にもとづく1906（明治39）年の「旭川町旧土人保護規程」を根拠に設置された公立学校で、維持費は共有地からの収入金でまかなわれた。1918（大正7）年に豊栄尋常小学校と改称され、1923（大正12）年に廃校となるまでアイヌ子弟の教育を担つた。この学校は「アイヌ学校」として有名となり、全国から多くの視察者が足を運び、熊送り（イオマンテ）を見せたりしていた。

また、近文コタンには、アイヌ文化を観光資源とする川上コヌサ参考館<sup>9)</sup>、アイヌ文化資料参考館（現・川村カ子トアイヌ記念館）の2つの施設があり、学校視察と合わせて立ち寄るケースが多かったようである<sup>10)</sup>。これと相前後し、旭川区が1917（大正6）年から特別会計旧土人保

護費に1千円を計上してアイヌ工芸に関わる全製品をいったん買い上げ、その後「近文アイヌ作品」のマークをつけて販売するような仕組みを作りあげていた（旭川市史編集委員会編 1959: 281; 金倉 2006: 424-5）。

なお、豊栄小学校が閉校した後、1926（大正15）年、元校長の佐々木長左衛門が佐々木豊栄堂を設立し、2つのアイヌ参考館とともに、木彫りの熊やアツシ織りなどのアイヌ工芸品を販売している。1932年には、「近文共同経営組合」（あるいは「アイヌ民芸品販売組合」「アイヌ芸術協会」）がアイヌの人たちにより設立され、近文コタンは観光を生業の1つにするようになった<sup>11)</sup>（旭川市史編集会議編 2006: 838-57, 2009: 670-7; 杉村 1979: 23）。

旭川区が旭川市に改称された1922年、旭川市は、旭川師範学校用地（学校敷地と農業実習地）として北海道国有未開地処分法により旧土人給与予定地の一画を下付された。その土地に住んでいた部落民5戸は有料貸付をしていた旧土人給与予定地の中から代地を与えられ移転し、北海道旭川師範学校は翌1923年に開学している（北海道教育大学旭川分校編 1984: 13-6）。さらに、旧土人給与予定地の中から近文尋常小学校（1922年開校）、大有小学校（1932年北門尋常小学校から改称）、旭川師範学校附属小学校用地、道路敷地、鉄道敷地などとして多くの土地が寄付されている（旭川市史編集委員会編 1959: 268）。

## 第5項 旭川市の発展と近文コタンの解体

第二次世界大戦が終わると、1946（昭和21）年、社団法人「北海道アイヌ協会」が新たに設立された<sup>12)</sup>。同協会は、北海道旧土人保護法による給与地を農地改革の対象から除外するよう試みた。しかし、その試みは成功に至らず、アイヌ協会はその後長期の休眠状態に陥った。近文コタンでは旧土人給与予定地のうち、140人余りが借りていた共有地の小作地の扱いが問題になった。1948（昭和23）年には、共有地買受人組合が結成され、最終的に1950（昭和25）年9月に新たな所有者が土地の登記手続きを完了させた<sup>13)</sup>（旭川市史編集委員会編 1959: 268-9）。

1950年代の中頃になると、旧土人給与予定地は住宅地域として注目を集め、地価が高騰するようになった。そのため、「自らの土地を住宅地として売却する」アイヌが多く、「始めの給与地を20余年後の今日持ちこたえているものは10戸ばかりとなり、売却したあとは他に転出したり、自らかえってかつての土地に借地人となったり、民芸品熊彫り専業になったりして、それだけもとの部落内に和人の住家が軒を並べ、部落民はわずかにその中に混在しているという現状」が指摘されている（旭川市史編集委員会編 1959: 269-70）。ちなみに、旧土人給与予定地のアイヌ人口の推移をみると<sup>14)</sup>、1897（明治30）年に40戸、187人だったものが、1926（昭和元）年に62戸、299人、1945（昭和20）年に68戸、335人、そして、1957（昭和32）年には84戸、416人と倍増している（杉村 1979: 16-7）。

ただし、1950年代には、旭川におけるアイヌの人々は近文に限定したとしても、人口の面からみて、圧倒的な少数派になっていた。にもかかわらず、アイヌ民芸品の存在感は、戦前から弱まるることはなかった。1953（昭和28）年には後に市長となる五十嵐広三により北海民芸舎ができ、1956（昭和31）年には企業組合・北海道民芸会（理事長・五十嵐広三）もできた。翌1957年には近文コタンの5人（間宮良雄、荒城初治、荒城良雄、伊藤朝次郎、斎藤文雄）がアイヌ民芸協同組合を結成している。アイヌ民芸品の人気は高く、企業組合・北海道民芸会に加入しているアイ

ヌ30名では足りず、最盛期の1月から5月には200人以上の和人を動員して生産にあたった。製品はアツシ織りによる土産品（シガーケース、テーブルセンター、ハンドバックその他）が全体の60%、熊の彫物類は25%、コケシその他人形類が15%で、全国に出荷していた（旭川市史編集委員会編 1959: 283）。ただし、アイヌの中には、「アイヌ民芸とは我々先祖伝来のもので売品ではない」として、アイヌ民芸品を商品とすることに複雑な思いをもつ者もいたようである（川村 1957: 46-7）。

アイヌ工芸品を始めとするアイヌ文化は、旭川では観光業と一体になって展開された。その頂点が1964（昭和39）年に開催された北海道アイヌまつりである。市長になった五十嵐広三が推進役となり、5日間にわたって市の主催のもと、開催されたイベントである。北海道ウタリ協会は共催団体とはならなかったものの全道から約200名のアイヌが集まり、観光客も数多く集まった。熊送りも行われ、民芸品の展示販売も行われた（村上 1971: 27）。この年、旭川民芸土産品販売協会が設立され、アイヌ文化保存会も結成された。なお、同年、旭川に初めての生活館（近文生活館）が開館している（旭川市史編集委員会編 1972: 680）。

五十嵐広三は、それ以降も、市長在任中（1963（昭和38）～1974年）、アイヌ文化の振興策を展開した。1967（昭和42）年、杉村キナラブックを旭川市指定無形文化財アイヌ伝承文学の保持者として認定した。1970（昭和45）年には全道市長会で北海道旧土人保護法廃止を提案し、決議を実現している。1972（昭和47）年には嵐山に「アイヌ文化の森・伝承のコタン」を開園した。

しかし、こうした中で、風雪の像爆破事件が起き、それを1つのきっかけとして旭川アイヌ協議会が1972年に結成された。旭川アイヌ協議会は、それ以後、第1章で詳述するように、独自な運動を展開していく。一方、1974年には、北海道ウタリ協会の旭川支部も結成されている<sup>15)</sup>。その後、旭川アイヌ協議会と北海道ウタリ協会旭川支部の統合の動きがあり<sup>16)</sup>、一時期、両団体に加盟する者も少なくなかったものの、両団体は現在でも独立したまま活動を続けている。

一方、その後も和人との混住化は進み、旧土人給与予定地のうち、「現在のところ市内居住ウタリの約7割強が居住しているとみられる錦町9丁目から17丁目の間を調べると」、1945（昭和20）年で和人1戸、アイヌ32戸、計33戸だったものが、1978（昭和53）年には和人775世帯、アイヌ55世帯、計830世帯になっている（杉村 1979: 17）。

にもかかわらず、1980年代に入ってからも、アイヌの人々は独自の取り組みを行っており、1980年公園用地とされていた「近文アイヌ墓地」を正式な墓地として旭川市に認めさせている。1987（昭和62）年には、旭川アイヌ語教室が平取町二風谷に続く北海道内2番目のアイヌ語教室としてスタートしている。これらの活動は、川村カ子トアイヌ記念館を拠点とすることが多かつたが、1989（平成元）年には、新たに旭川市民生活館も建設された。

1997年にアイヌ文化振興法が成立すると、旭川市でもこれに対応し、2000（平成12）年に「旭川市アイヌ文化振興基本計画策定懇談会」を立ち上げるとともに、2002（平成14）年には旭川イオル構想をまとめた。しかし、2003（平成15）年に旭川市アイヌ文化振興基本計画は策定されたものの、旭川イオル構想は国の補助金を得ることができなかった。さらに、2008年の国会での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」以降、急速に進む国のアイヌ文化振興策に対応しながら、2012（平成24）年にはJR旭川駅に「アイヌ文化情報コーナー」が開設され、2018年には上川アイヌ文化が日本遺産に認定されている。こうして、近文コタンはなくなったが、アイヌ文

化に関わる取り組みは改めて活性化しつつある。

#### 第6項 旭川市の人口と産業の推移

この間、旭川市は1955年に神居村、江丹別村、1961年に永山町、1963年に東旭川町、1968（昭和43）年に神楽町、1971年に東鷹栖町を編入し、人口が増大した。

国勢調査結果から現在の市域の人口推移をみると、すでに1920（大正9）年の段階で、10万人を超えていた（106,468人）が、その後も人口は増加し、1985（昭和60）年には363,631人に達した。旧土人給与予定地の住宅地化は、旭川市が人口を増加させていった時期と重なっていた。しかし、1985年を境に人口は停滞・減少傾向を示し、2000年に中核市になったものの、2015（平成27）年には339,605人まで人口が減少している（図0-2）。

当然、こうした人口の推移は産業就業人口の構成変化をともなっている（表0-1）。1955年までは農業就業人口が25,231人（27.9%）で最大の構成比を示していたが、1960（昭和35）年には、農業就業人口（22,819人）が商業就業人口（卸売・小売業）（22,967人）を下回るようになり、それ以降も農業就業人口は一貫して減少していった。1965（昭和40）年には製造業就業人口をも下回るようになり、2015年現在農業就業人口の構成比は2.5%（3,802人）まで低下している。同時に、製紙、製材・木工品さらに酒造業などを中心に<sup>17)</sup>、1950年に13,017人（17.5%）であった製造業就業人口も、1970年の21,765人をピークに減少に転じ、その後増加に転じる年もあるものの、現在では12,049人（7.9%）まで減少している。1995（平成7）年以降、一貫して建設業従事者よりも少なくなっている。

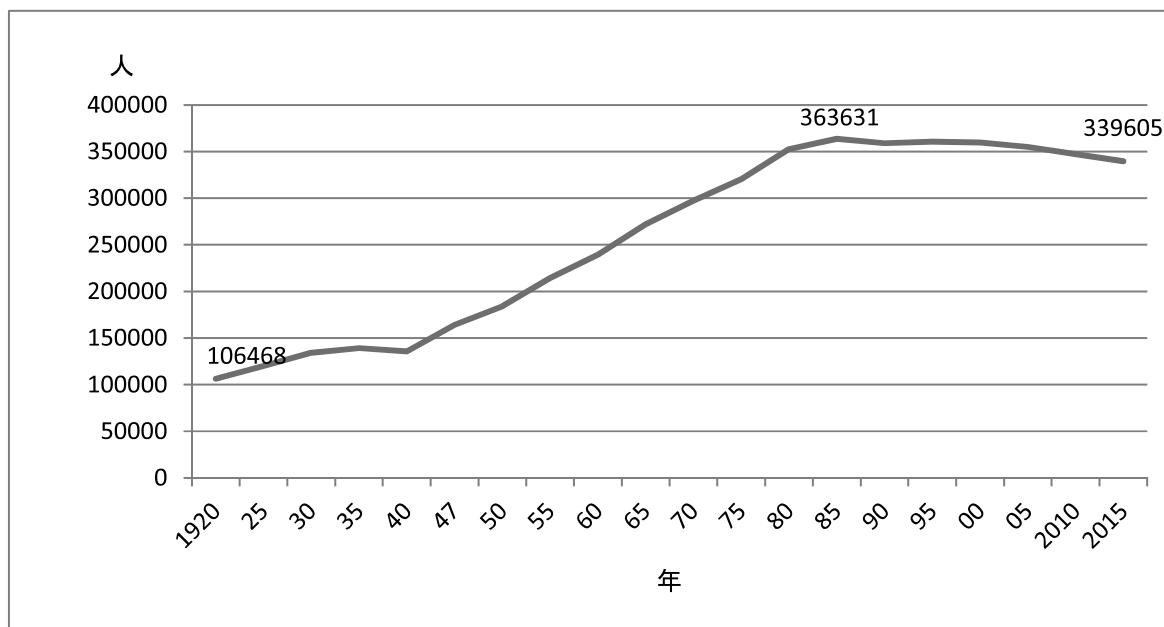


図0-2 旭川市の人口の推移

注) 2015年より前のデータは、合併する前の市町村データを2015年現在の範域に対応させて合算させている。

資料：『国勢調査結果』各年版より作成

表0-1 旭川市の産業別就業人口・構成比の推移

単位：人、%

	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年		
実数	74,360	90,464	105,765	126,250	142,616	148,445	163,382	165,174	169,541	176,299	172,038	162,138	154,253	152,385		
	農業	26,950	25,231	22,819	18,401	15,483	10,452	8,451	8,075	6,711	5,698	4,895	4,543	3,911	3,802	
	林業	708	1,125	1,249	1,112	968	939	894	848	583	447	308	180	237	265	
	漁業	11	5	2	5	10	17	19	11	8	8	7	7	2		
	鉱業	46	151	267	321	329	242	152	135	133	120	99	48	31	38	
	建設業	3,930	5,901	8,672	11,733	14,491	17,644	21,335	19,269	20,286	23,153	23,254	18,354	14,497	13,941	
	製造業	13,017	13,933	16,293	20,296	21,765	20,634	20,088	19,082	20,515	21,057	17,168	13,312	11,681	12,049	
	電気・ガス・熱供給・水道業				540	686	861	978	1,055	953	901	984	969	776	742	779
	情報通信業	6,700	7,784	8,482	11,440	12,504	12,841	13,768	13,248	12,091	12,142	11,664	2,194	1,509	1,365	
	運輸業・郵便業											8,892	8,933	7,969		
	卸売業・小売業	11,834	16,491	22,967	30,569	37,752	42,088	48,119	47,945	47,055	46,643	44,845	34,061	29,590	27,489	
	金融・保険業															
	不動産業・物品販賣業	1,113	1,857	2,493	4,024	4,838	4,690	5,714	6,344	6,684	6,134	5,174	4,209	3,692	3,479	
	宿泊業・飲食サービス業							1,384	1,477	1,440	1,542	1,443	1,536	1,905	2,577	2,792
	教育・学習支援業												8,948	9,616	8,607	
	医療・福祉												7,252	7,067	6,929	
	複合サービス事業	7,441	11,666	14,728	19,848	25,458	27,954	33,892	38,744	43,693	48,784	51,188	1,779	1,055	1,652	
	学術研究・専門・技術サービス業												24,550	6,641	3,839	3,671
	生活関連サービス業・娯楽業													10,208	10,376	
	サービス業（他に分類されないもの）															
	公務（他に分類されるものを除く）	2,599	6,319	7,234	7,799	8,063	8,433	8,405	9,042	8,965	8,957	8,812	8,393	8,490	8,136	
	分類不能	11	1	19	16	94	149	13	38	374	729	2,118	2,387	6,222	6,136	
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	農業	36.2	27.9	21.6	14.6	10.9	7.0	5.2	4.9	4.0	3.2	2.8	2.8	2.5	2.5	
	林業	1.0	1.2	1.2	0.9	0.7	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2	
	漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	鉱業	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
	建設業	5.3	6.5	8.2	9.3	10.2	11.9	13.1	11.7	12.0	13.1	13.5	11.3	9.4	9.1	
	製造業	17.5	15.4	15.4	16.1	15.3	13.9	12.3	11.6	12.1	11.9	10.0	8.2	7.6	7.9	
	電気・ガス・熱供給・水道業			0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	
	情報通信業	5.1	5.1	5.6	6.3	6.1	5.8	6.4	6.7	6.3	6.5	6.4	1.4	1.0	0.9	
	運輸業・郵便業	15.9	18.2	21.7	24.2	26.5	28.4	29.5	29.0	27.8	26.5	26.1	21.0	19.2	18.0	
	卸売業・小売業	0.2	0.2	0.5	0.9	3.4	3.2	3.5	3.8	3.9	3.5	3.0	2.6	2.4	2.3	
	金融・保険業						0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	1.2	1.7	1.8	
	不動産業・物品販賣業												5.5	6.2	5.6	
	宿泊業・飲食サービス業												4.5	4.6	4.5	
	教育・学習支援業	7.7	7.7	9.4	11.6	14.5	14.6	15.1	16.3	17.9	19.8	21.7	12.5	15.4	17.7	
	医療・福祉												1.1	0.7	1.1	
	複合サービス事業												2.5	2.4		
	学術研究・専門・技術サービス業												9.5	4.3	3.9	
	生活関連サービス業・娯楽業												6.6	6.8		
	サービス業（他に分類されないもの）															
	公務（他に分類されるものを除く）	3.5	7.0	6.8	6.2	5.7	5.7	5.1	5.5	5.3	5.1	5.1	5.2	5.5	5.3	
	分類不能	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.4	1.2	1.5	4.0	4.0	

注) 2015年より前のデータは、合併する前の市町村データを2015年現在の範域に対応させて合算させている。

資料：『国勢調査報告』各年版より作成

一方、1960年に農業就業人口を上回るようになった卸・小売業就業人口は1980年まで実数・構成比とも増加していたものの、1985年以降減少に転じ、現在では27,489人（18.0%）になっている。これに代わって、サービス業就業人口が一貫して増加し、1950年に7,441人7.7%だったものが、2015年現在64,143人、42.1%とサービス業中心の産業構造になっている。サービス業の中では医療・福祉関係がもっとも多く<sup>18)</sup>、産業就業人口全体の17.7%となり、卸・小売業就業人口とほぼ同じくらいの割合を示している。2009（平成21）年には旭川市を含む1市8町が「定住自立圏形成協定」を締結し、旭川市が「中心市宣言」をしており、上川地方のサービス業・商業の中心都市となっている。

近世の終わり頃（安政期前後）には75戸、317人のアイヌの人々しか存在しなかった旭川周辺が和人の移住と上川開発やその後の産業振興を通して人口30万人を超える都市となり、現在では人口減少傾向を見せ始めているのである。その中で、アイヌの人々の数や人口に占める割合は減少し、かつての近文コタンは住宅地へと大きく変貌を遂げている。

### 第3節 調査の対象と方法

今回、われわれは、本章第1節で述べたような問題意識にもとづいて、旭川市においてアイヌの人々を対象にしたインタビュー調査と地域住民を対象にした郵送調査・インタビュー調査を実施した。

アイヌの人々を対象にしたインタビュー調査は、従来と同様、20歳から80歳未満の人々のう

ち、10歳きざみで各世代ごとに10人ずつ、あわせて60人を対象者とする計画を立てた。対象者の選定にあたっては、旭川市生活相談員（旭川アイヌ協議会事務局長）と旭川アイヌ協会会長の全面的な協力を得た。

具体的には、まず、われわれの依頼にもとづいて、帶広調査と同様に、旭川市市民生活館の生活相談員の方に対象者候補に声をかけて頂き、対象者の協力の意志と調査日時の都合を確認して頂いた。協力を得られた方が少なかったこともあり、途中から旭川アイヌ協会の会長にも協力をお願いし、同意を得られた方を対象とした。結果的に、対象者の数が少なく、その上、年齢や性別に大きな偏りができ、30代が1人（男性）、40代が1人（男性）、50代が2人（女性）、60代が5人（男性2人、女性3人）、70代が3人（女性）、80代が1人（男性）、90代が1人（女性）、計14人（男性5人、女性9人）となった。全体として対象者の数が限られ、当初計画と異なり、80歳以上の2人も調査対象者とした。ちなみに、もっとも若い対象者が32歳、最高齢が90歳である。なお、今回の対象者のうち、アイヌの人と結婚した和人が3人含まれている。対象者については、氏名、住所とも生活相談員や旭川アイヌ協会会長の方だけが把握しており、当研究室では基本的にわからない状態になっている。

インタビュー調査は、旭川市市民生活館のいくつかの部屋を会場にして、8月17～21日の5日間の日程で実施された。都合の良い時間に会場に来て頂き、原則として、2人1組の調査員が1～2時間の予定で統一の調査票にもとづくインタビューを行った。インタビュー調査は、生まれてからこれまでの生活の歩み、アイヌ文化との関わり、アイヌ民族としての意識、国のアイヌ政策に対する要望などの聞き取りを中心にして行われた。対象者のうち1人を除き、同意を得てインタビュー内容をICレコーダーに録音している。

一方、住民調査に関しては、旭川市選挙管理委員会の許可を得て、選挙人名簿抄録から系統抽出法により、18歳～80歳未満（抽出作業時）の1,219人の対象者を選定し、7月10日から7月27日の間に郵送調査を行った。その結果、有効回収票が494、有効回収率が40.5%となった。サンプルの構成を住民の構成と比較すると、20代（18・19歳を含む）～40代の男女の構成比が低く、反対に、50代以上の男女の構成比が住民のそれより高くなっている（表0－2）。30歳未満男性が住民構成より7.7ポイント低くなっている点が目につく。この点を念頭において、データの分析をする必要がある。

調査対象者には当然アイヌの方も含まれる可能性があるが、調査倫理の上で問題があるため、アイヌ民族であるかどうかについて直接問うことはしておらず、自らアイヌであることを表明された方もいなかった。

さらに郵送調査の際、インタビュー調査への協力の意志を頂けた方のうち19人に、8月19～21日の日程で、インタビュー調査を実施させて頂いた。インタビューは自宅や指定された場所に原則2人の調査員が出向き実施した。すべての方から同意を得て、インタビュー内容をICレコーダーに録音している。

以下、第1章がアイヌの民族運動と文化継承の関係、第2章が自治体のアイヌ政策、第3章がアイヌの家族・親族、第4章がアイヌの教育と職業、第5章がアイヌ文化の伝統と継承、第6章がアイヌの人々のアイデンティティのあり方、第7章がアイヌ差別の諸相、第8章が地域住民のア

イヌやアイヌ文化との関わり、第9章が地域住民とアイヌの人々のアイヌ政策に対する評価について明らかにしている。

表0-2 男女別年齢別住民構成とサンプル構成

単位：人、%

		実 数			構 成 比		
		計	男	女	計	男	女
旭川市	18～30歳未満	31,322	14,981	16,341	12.2	12.6	11.8
	30～40歳未満	37,513	18,189	19,324	14.6	15.3	14.0
	40～50歳未満	44,581	21,035	23,546	17.3	17.6	17.1
	50～60歳未満	42,366	19,504	22,862	16.5	16.4	16.6
	60～70歳未満	57,471	26,339	31,132	22.3	22.1	22.6
	70～80歳未満	44,015	19,164	24,851	17.1	16.1	18.0
	計	257,268	119,212	138,056	100.0	100.0	100.0
住民調査回答者	18～30歳未満	36	10	26	7.3	4.9	9.1
	30～40歳未満	48	22	26	9.8	10.7	9.1
	40～50歳未満	77	33	44	15.7	16.1	15.4
	50～60歳未満	90	34	56	18.3	16.6	19.6
	60～70歳未満	124	54	70	25.3	26.3	24.5
	70～80歳未満	116	52	64	23.6	25.4	22.4
	計	491	205	286	100.0	100.0	100.0

注) 住民調査回答者のうち、年齢ないし性別不明の3名を除いてある。

資料:『国勢調査報告』2015年版およびアンケート調査結果より作成。

## 注

- 1) 旭川市の歴史と現状については、おもに旭川市史編集委員会編（1959）、旭川市総務部市史編集事務局（1970）、旭川市史編集会議編（1994, 2002, 2006, 2009）、および旭川市のホームページを参照した。なお、近文アイヌ給与地問題や第二次世界大戦後のアイヌの民族運動および文化活動については、第1章も参照されたい。
- 2) しかし、漁業の担い手が育っていなかったため、1876年までは、場所請負人を漁場持と名のらせ漁業に従事させた。
- 3) しばらくの間、この体制は続いたが、第七師団が完成することにより、屯田兵は不必要となり、1904（明治37）年屯田兵制度は廃止された。
- 4) 1888（明治21）年、市制・町村制が制定されたが、北海道は沖縄などとともに適用の対象外とされた。それに代わって、1897年に「北海道区制」、「北海道1級町村制」、「北海道2級町村制」が成立した。区が内地の市、2種類の町村が内地の町村に対応していた（旭川市史編集会議編 2009: 4）。
- 5) 「割渡」は「貸下」と異なり、官有未開地第三種のままの「給与予定地」を提供するものであり、開墾が行われ成功したとしても、「割渡」された土地は私有地にはならない。ただし、アイヌの人々は、「貸下」された土地と同じく私有になると考え開墾作業を進めていったと考えられる（旭川市史編集会議編 2002: 912）。
- 6) 近文コタンは「アイヌ部落」とも呼ばれ、少なくとも1970年代までJR旭川駅構内の案内板に「アイヌ部落」という表現が使われていたようである（北方ジャーナル編集部 1994: 26）。
- 7) 3次にわたる「近文アイヌ地問題」について詳しくは、本報告書第1章を参照されたい。
- 8) 1912（明治45）年に女子の手芸教授のため女教員（代用）1人が追加されている（旭川市史編集委員会編 1959: 289）。

- 9) 川上コヌサはペニウンクルではなく石狩町生まれのパナウンクルの系統であるが、1888年に旭川へ移り住み明治からアイヌ観光業を長年にわたって引き受けているようである（金倉 2006: 437）。ちなみに、1923年刊の『旭川回顧録』でも旭川の著名人の一人としてアイヌの中で唯一選ばれており、以下のように紹介されている。「宮様始め貴顕紳士淑女にして旧土人部落を訪はざるものなく訪ひて而して君の家に憩寄せざるなし。是れ君が名高き所以である」（板東 1923: 169）。
- 10) 明治の頃から近文コタンは「アイヌ部落」として有名になり、皇族を始め多くの人々が視察に訪れていた。少なくとも1911（明治44）年8月30日から1934年7月27日の間に皇族の視察が16件あった。また1929（昭和4）年の統計（川村アイヌ氏経営のアイヌ文化展見学者視察者名簿による）では、一般視察者の総人数2,380余人、うち教員260余人、官吏・公吏250人、実業者550人、軍人300余人、陸軍政務次官・文部政務次官・大学教授博士40余人、学生・生徒800人となっていた（小山編 1936: 44-6）。さらに、藤本英夫の集計によれば、豊栄尋常小学校には13年間で15,446人、最高の1918年には3,620人の来校者があった（藤本 2002: 94-5）。
- 11) アイヌ民芸品は第七師団が移転した頃から、お土産品として注目されるようになった。アイヌ民芸品を扱う山田集珍堂が1900年に開業し、神崎商店がこれに続いた。これらの商店ではアイヌによる民芸品の実演販売も行われ、1906年には、田中八右衛門商店がアイヌ写真集を発行している。また、1912年に発行された『北海道鉄道沿線案内』には、近文駅・旭川駅の名物として「旭豆」と「アイヌ細工」の2つがあげられていた（金倉 2006: 406; 斎藤 2012: 50）。アイヌ民芸品に関しては、本報告書第1章、第5章も参照のこと。
- 12) 戦後の北海道アイヌ協会は、結成と一緒にいくつかの支部を立ち上げた。同協会の最初の機関誌『北の光』創刊号には、協会の監事として旭川の川村兼登、海馬澤留吉、黒川利太郎の3人の名前が挙がっているが、支部のリストに旭川はみられない。北海道アイヌ協会旭川支部は、1974年になって、杉村京子の手によって初めて結成された（北海道ウタリ協会編 1994）。結成の経緯については第1章参照。
- 13) 貝沢正は、北海道アイヌ協会創立時の「運動方針の中で、『旧土人保護法によって下付された土地を、農地法より除外せよ』、と旭川市旧土人地が、その中心であったと思われるが、運動の効果はなく昭和24年、強制買収にと（ママ）なった。（注・旭川旧土人地では）共有地、86町歩、対価と離作見舞いの意味で367万円、反当たりたった4千余円であり代金は1戸当たり、6万円づつ配布されている。売ってはじめてアイヌの所有権がみとめられたことになる」としている（貝沢 1977: 348）。
- 14) ここでの数値は、杉村（1979）のものであるが、そもそも『旭川市史』（1959年）に掲載された上川アイヌ全体の戸口数を用いている。ただし、旧土人給与予定地以外に居住している者はほんのわずかである。ちなみに、1957年の数値のみ、旧土人給与予定地以外の神居6戸（男21、女18）、江丹別2戸（男8、女3）が含まれている。また、同年の数値には、旭川のアイヌに入籍している「和人の男12、女20、混血の明らかな男74、女83計189名」が含まれている（旭川市史編集委員会編 1959: 175）。それだけ、「純粹」アイヌは少なくなっていたといえる。
- 15) 北海道ウタリ協会の機関紙『先駆者の集い』第7号（1974年12月）には、旭川支部の結成の経緯に関して、「旭川についても、ウタリ協会に加入したいというウタリが多くなってきたことから、かつて同地区にあるアイヌ協議会の方々とも相談の結果、ウタリ協会に希望する12世帯の人達をもって支部の結成をみた」と記されている（北海道ウタリ協会編 1994: 296）。最初の支部長は杉村キナラブックの娘の杉村京子で、北海道ウタリ協会初の女性支部長であった。
- 16) 『先駆者の集い』第25号（1980年9月1日）には、総会報告として旭川アイヌ協議会から3名（川上実、門別薰、荒井武の各氏）が参加したこと、および新役員に関して、「1名の欠員については、今後の旭川アイヌ協議会との合併の際に、協議会枠として保留となる」ことが記されている（北海道ウタリ協会編 1994: 436-7）。また、同紙第28号（1981（昭和56）年8月1日）の「昭和56年度総会を振り返って」には、前年の総会時に保留にした役員のその後の取り扱いについて質問があり、野村義一理事長が「その後、旭川市を交えて協議会会长の他5名の人達と話し合いを持ったり協議会がお世話になっていた前五十嵐旭川市長（現衆議院議員）に、大同団結のために理解を求めました。理事の任期もあと3年ありますし、ここ1年じっくり話し合いをしていきたいと考えております」と答弁、さらに旭川アイヌ協議会会长の川上実氏が「理事長が話された通り前五十

嵐市長とも話し合い、全道のウタリは一つになるべきだという考えでおりますが、旧土人保護法の存廃についての話し合いは継続しなければならないという見解でした。私もそのような方針で、また一刻も早く各役員の了解をとり一本化したいと思います」と対応したことが報告されている（北海道ウタリ協会編 1994: 461）。

- 17) 旭川で最初に操業した工場は、1891年の永山村の酒造業によるものである。1897（明治30）年の鉄道開通が工業の発達を促進し、1921（大正10）年末には203の工場が操業するようになった。その段階では食品加工の工場が中心で、精米・精麦68工場、酒造関係15工場、みそ正油13工場が代表的なものであった。その後、大正から昭和初期にかけ、行政が力を入れたこともあり、製材・木工が大きく発達した。さらに、1940（昭和15）年に軍需工場として国策パルプ工場株式会社旭川工場が誘致され、製紙が主要産業の1つとなった。このうち、木工は戦後も集団化を進め、現在、旭川はわが国における主要家具産地の1つとしての地位を確立している（旭川市史編集委員会編 1972: 507-10; 奥 2014: 34-9）。
- 18) 旭川市には市立旭川病院、旭川医科大学病院、旭川厚生病院、旭川赤十字病院といった複数の大きな総合病院がある。そのため、旭川市の10万人当たり病院病床数は2,057.98で全国平均の1,201.30よりもかなり多く、10万人当たり医師数も347.17人で全国平均の237.28人を大きく上回っている。また、75歳以上千人当たりの介護職員数も91.62人で全国平均の73.32人よりもかなり多い（地域医療情報システム（日本医師会）のHPより）。ここから、旭川市が道北・上川の医療・福祉の拠点になっており、それが産業就業人口に占める医療・福祉従事者比率の高さにつながっていることがわかる。

#### 参考文献

- 旭川市史編集委員会編, 1959, 『旭川市史 第1卷』.
- , 1972, 『旭川市史 第5卷』.
- 旭川市史編集会議編, 1994, 『新旭川市史 第1卷通史1』.
- , 2002, 『新旭川市史 第2卷通史2』.
- , 2006, 『新旭川市史 第3卷通史3』.
- , 2009, 『新旭川市史 第4卷通史4』.
- 旭川市総務部市史編集事務局, 1970, 『旭川80年のあゆみ』.
- 板東幸太郎編, 1923, 『旭川回顧録』改造評論社.
- 藤本英夫, 2002, 『知里幸恵 17歳のウエベケレ』草風館.
- 北海道ウタリ協会編, 1994, 『アイヌ史 北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会 活動史編』北海道ウタリ協会.
- 北海道教育大学旭川分校編, 1984, 『北海道教育大学旭川分校六十年史』.
- 北方ジャーナル編集部, 1994, 「民族の危機を訴える旭川アイヌ 真の自立を阻むアイヌ新法 甘えを助長する行政」『北方ジャーナル』3月号, 26-8.
- 貝沢正, 1977, 「歴史をたずねて（第3回）」『先駆者の集い』14号（北海道ウタリ協会編『アイヌ史 北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会 活動史編』北海道ウタリ協会, 346-8, 所収）.
- 金倉義慧, 2006, 『旭川・アイヌ民族の近現代史』高文研.
- 川村カネト, 1957, 「アイヌ民藝は賣物ではない」宮之内一平編『豊談』北海道豊談クラブ, 第55号, 46-7.
- 小山勇蔵編, 1936, 『旭川アイヌの研究』北海道旭川師範学校.
- 三好文夫, 1975, 『総首長（コタンコロニシバ）クーチンコロ』旭川アイヌ協議会.
- 村上久吉, 1971, 『旭川の人びと』旭川叢書, 旭川市.
- 奥和義, 2014, 「戦前期における旭川市の産業発展——家具産業を事例に」『関西大学商学論集』59(3), 21-40.
- 小内透, 2013, 「問題の所在」『調査と社会理論・研究報告書30 新ひだか町におけるアイヌ民族の現状と地域住民』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室, 1-13.
- , 2014, 「問題の所在」『調査と社会理論・研究報告書31 伊達市におけるアイヌ民族の現状と地域住民』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室, 1-17.
- 小内透編著, 2018a, 『北欧サーミの復権と現状——ノルウェー・スウェーデン・フィンランドを対象にして』（先住

- 民族の社会学 第1巻) 東信堂.
- , 2018b, 『現代アイヌの生活と地域住民——札幌市・むかわ町・新ひだか町・伊達市・白糠町を対象にして』 (先住民族の社会学 第2巻) 東信堂.
- 齋藤玲子, 2012, 「アイヌ工芸の200年」 山崎孝治・伊藤敦規編著 『世界のなかのアイヌ・アート』 北海道大学アイヌ・先住民研究センター.
- 杉村京子, 1979, 「近文メノコ物語」 『あるくみるきく』 148, 2-41.

## インターネット資料

旭川市のHP <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

地域医療情報システム（日本医師会）のHP <http://jmap.jp/cities/detail/city/1204>

(小内 透)

